

# 企業立地優遇制度のご案内

1. 助成制度
2. 税制上の優遇制度
3. 地域未来投資促進法に基づく優遇制度
4. 地方拠点強化税制に基づく優遇制度
5. 中小企業等経営強化法に基づく優遇制度（中小企業に限る）

## 1. 助成制度

市町名	制度名	対象の要件	内容	問い合わせ先
高松市	高松市企業誘致条例	<p><b>【工場・運輸施設】</b>            ◎大企業：土地を除く投下固定資産額1億円以上、新規常用雇用者又は新規就労者労働者10人以上            ◎中小企業：土地を除く投下固定資産額3千万円以上、新規常用雇用者又は新規就労者労働者2人以上</p> <p><b>【試験研究施設】</b>            ◎大企業：土地を除く投下固定資産額1億円以上、新規常用雇用者又は新規就労者労働者5人以上            ◎中小企業：土地を除く投下固定資産額3千万円以上、新規常用雇用者又は新規就労者労働者2人以上</p> <p><b>【物流拠点施設】</b>            ◎大企業：土地を除く投下固定資産額3億円以上、新規常用雇用者又は新規就労者労働者5人以上            ◎中小企業：土地を除く投下固定資産額1億円以上、新規常用雇用者又は新規就労者労働者2人以上</p> <p><b>【情報処理関連施設(情報処理サービス業等)・知的創造サービス業を行う事業所】</b>            ◎大企業：新規常用雇用者又は新規就労者労働者5人以上            ◎中小企業：新規常用雇用者又は新規就労者労働者2人以上</p> <p><b>【情報処理関連施設(データセンター、事務処理センター等)】</b>            ◎新規常用雇用者又は新規就労者労働者10人以上</p> <p><b>【地方拠点強化施設】</b>            ◎新規常用雇用者又は新規就労者労働者5人以上</p> <p><b>【賃貸目的で整備(物流拠点施設・情報処理関連施設)】</b>            ◎大企業：土地を除く投下固定資産額6億円以上            ◎中小企業：土地を除く投下固定資産額3億円以上</p> <p>なお、新規常用雇用者又は新規就労者労働者は、瀬戸・高松広域圏圏域都市圏構成自治体内に住所を有する者に限る。</p>	<p><b>【工場・物流拠点施設】</b>            ◎土地を含む投下固定資産額×10% ※1            ◎10人までの新規常用雇用者数×50万円 ※2 ※3            ◎新規就労者労働者数×15万円 ※4</p> <p><b>【試験研究施設】</b>            ◎土地を含む投下固定資産額×15%            ◎10人までの新規常用雇用者数×50万円 ※2 ※3            ◎新規就労者労働者数×15万円 ※4</p> <p><b>【情報処理関連施設(情報処理サービス業等)】</b>            ◎土地を含む投下固定資産額×25%            ◎事務所賃借料 年額の1/2 (上限2,000万円・5年間)            ◎通関機器賃借料 年額の1/2 (上限2,000万円)            ◎新規常用雇用者数×50万円 ※3 ※5 ※6            ◎新規就労者労働者数×15万円 ※4 ※5</p> <p><b>【情報処理関連施設(データセンター、事務処理センター等)】</b>            ◎土地を含む投下固定資産額×15%            ◎事務所賃借料 年額の1/2 (上限2,000万円・3年間)            ◎通関回線使用料 年額の1/2 (上限2,000万円・3年間)            ◎通関機器賃借料 年額の1/2 (上限2,000万円)            ◎新規常用雇用者数×30万円 ※3 ※5            ◎新規就労者労働者数×15万円 ※4 ※5</p> <p><b>【運輸施設・知的創造サービス業を行う事業所】</b>            ◎土地を含む投下固定資産額×5%            ◎新規常用雇用者数×50万円 ※3            ◎新規就労者労働者数×15万円 ※4</p> <p><b>【地方拠点強化施設】</b>            ◎土地を含む投下固定資産額×25%            ◎事務所賃借料 年額の1/2 (上限2,000万円・5年間)            ◎通関機器賃借料 年額の1/2 (上限2,000万円)            ◎事務所等改装費 年額の1/2 (上限2,000万円)            ◎新規常用雇用者数×50万円 ※3 ※5 ※6            ◎新規就労者労働者数×15万円 ※4 ※5</p> <p><b>【賃貸目的で整備(物流拠点施設・情報処理関連施設)】</b>            ◎土地を含む投下固定資産額×3%</p> <p>限度額はいずれも2億円(情報処理関連施設(データセンター、事務処理センター等)は3年間、情報処理関連施設(情報処理サービス業等)及び地方拠点強化施設は5年間で2億円)</p> <p>※1 工場のうち、GX関連生産設備製造の場合は15%            ※2 11人以下の新規常用雇用者数×30万円            ※3 うち障害者等の要件に該当する者に30万円を加算            ※4 うち障害者等の要件に該当する者に15万円を加算            ※5 3年間、ただし2年目以降は半額のみ            ※6 うち、助成対象施設に勤務するため、新たに瀬戸・高松広域圏圏域都市圏構成自治体内において住民登録をする者に50万円を加算(ただし、期間の定めのない従業員に限る)</p>	高松市企業立地推進課 TEL087-839-2412 (その他観光施設への助成制度あり)
	高松市サテライトオフィス利用及びお試し移住支援金	<p>◎香川県外に本店又は主たる事務所を有する者のうち、本市におけるスモールスタートのため、市内のレンタルオフィスやコワーキングスペース等(以下「サテライトオフィス」)を利用する者であること。            ◎スモールスタートのため、その名義で契約をしようとするサテライトオフィスにおいて、令和4年3月31日以前に月額による利用を行ったことのない者であること。            ◎過去にこの支援金の交付を受けたことのない者であること。</p>	<p>◎サテライトオフィスの月額利用料：3/4(最大1年間分)            ◎社員滞在費(宿泊料等)：1人当たり15万円(最大2名分)</p> <p>※どちらも上限額30万円。</p>	
丸亀市	丸亀市企業立地促進条例	<p><b>【工場・運輸施設、試験研究施設】</b>            ◎土地を除く投下固定資産額3千万円以上、市内新規常用雇用者2人以上</p> <p><b>【物流拠点施設】</b>            ◎土地を除く投下固定資産額1億円以上、市内新規常用雇用者2人以上</p> <p><b>【情報処理関連施設】</b>            ◎コールセンター：市内新規常用雇用者10人以上            ◎ソフトウェアハウス、データセンターなど：市内新規常用雇用者2人以上</p>	<p><b>【工場・運輸施設、試験研究施設、物流拠点施設】</b>            ◎土地を除く固定資産税の課税額に相当する額(当該施設設置に伴い新たに課税された部分)            ◎市内新規常用雇用者のうち障害者に該当する者の数×30万円</p> <p><b>【情報処理関連施設】</b>            (共通)            ◎土地を除く固定資産税の課税額に相当する額(当該施設設置に伴い新たに課税された部分)            ◎市内新規常用雇用者のうち障害者に該当する者の数×30万円(コールセンターのみが加算)            ◎市内新規常用雇用者数×20万円(初年度のみ)</p>	丸亀市産業観光課 TEL0877-24-8844  (次頁へ)

丸亀市	丸亀市企業立地促進条例	<p><b>【地方拠点創出施設】</b> ◎市内新規常用雇用者2人以上</p> <p><b>【産業用地(民間事業者による工業用地整備)】</b> ◎企業が工場、試験研究施設、情報処理拠点施設又は物流拠点施設を設置する者に対して売法又は賃貸を行う土地の面積(分譲可能面積)の合計が5ha以上であり、かつ、市内の分譲可能面積の合計が1ha以上であること。 ◎香川県企業誘致条例施行規則第6条第1項による助成措置対象企業指定書の交付を受けた者</p>	<p>◎市内新規就労希望労働者数×10万円(初年度のみ) ◎市内新規就労希望労働者数のうち障害者に該当する者の数×15万円</p> <p><b>【地方拠点創出施設】</b> ◎土地を除く固定資産税の収納額に相当する額(当該施設設置に伴い新たに購得された部分) ◎新たに丸亀市において住民登録をする者の数×20万円(初年度のみ) ◎市内新規常用雇用者数のうち障害者に該当する者の数×30万円 ※限度額はいずれも3年間で5億円 ※障害者は法定雇用障害者数を超える者に限る</p> <p><b>【産業用地】</b> ◎香川県から交付決定を受けた産業用地に係る助成金の額の1/2(当該産業用地が他の市町の区域にまたがる場合は、当該助成金を分譲可能面積で分して得た額)</p>	(前頁より) 丸亀市産業経済課 TEL.0877-24-8844
坂出市	坂出市企業誘致条例	<p><b>【工場、試験研究施設、運輸施設、卸売業関連施設】</b> ◎大企業：投下固定資産額(土地除く)3億円以上、市内新規常用雇用者5人以上 ◎中小企業：投下固定資産額(土地除く)1億円以上、市内新規常用雇用者2人以上</p> <p><b>【情報処理関連施設】</b> ◎コールセンター：市内新規常用雇用者25人以上 ◎コールセンター以外：市内新規常用雇用者5人以上</p> <p><b>【にぎわい施設】</b> ◎投下固定資産額1億円以上(複合施設の場合、各施設につき5千万円以上かつ施設全体で1億円以上)、市内新規常用雇用者5人以上(複合施設の場合、各施設につき1人以上かつ施設全体で10人以上)</p>	<p><b>【工場、運輸施設、卸売業関連施設】</b> ◎投下固定資産額×5/100 ◎市内新規常用雇用者数×20万円(大企業は6人目以降、中小企業は3人目以降)</p> <p><b>【試験研究施設】</b> ◎投下固定資産額×7.5/100 ◎市内新規常用雇用者数×20万円(大企業は6人目以降、中小企業は3人目以降)</p> <p><b>【情報処理関連施設(1-1ルータ)】にぎわい施設】</b> ◎投下固定資産額×5/100(3年間※1) ◎市内新規常用雇用者数×20万円(3年間※1※2) ◎市内新規就労希望労働者数×10万円(3年間※1)</p> <p><b>【情報処理関連施設(1-1ルータ以外)】</b> ◎投下固定資産額×5/100 ◎市内新規常用雇用者数×20万円(6人目以降) ※1 2年目以降は増加分のみ。 ※2 にぎわい施設については6人目以降から。 ※限度額はいずれも1億円(1-1ルータは3年間で1億円) 市有地については土地代を投下固定資産額に含む</p>	坂出市産業経済課 TEL.0877-44-5103
観音寺市	観音寺市企業立地促進条例	<p><b>【工場、運輸施設、物流拠点施設、試験研究施設、宿泊施設、観光施設、旧競馬場跡地利用施設】</b> ◎土地を除く投下固定資産額1億円以上 ◎常用雇用者5人以上(香川県内又は本市と隣接する自治体内在住者)</p> <p><b>【賃貸目的で設置する物流拠点施設】</b> ◎土地を除く投下固定資産額3億円以上</p> <p><b>【情報処理関連施設】</b> ◎常用雇用者5人以上(香川県内又は本市と隣接する自治体内在住者)</p>	<p><b>【工場、運輸施設、物流拠点施設、試験研究施設、宿泊施設、観光施設、旧競馬場跡地利用施設】</b> ◎当該固定資産税等相当額(3年間、限度額1,000万円/年) ※1 ◎常用雇用者数×30万円(初年度のみ、限度額1,000万円)</p> <p><b>【賃貸目的で設置する物流拠点施設】</b> ◎当該固定資産税等相当額(3年間、限度額1,000万円/年) ※1</p> <p><b>【情報処理関連施設】</b> ※2 ◎当該固定資産税等相当額(3年間) ※1 ◎常用雇用者数×30万円(3年間) ※3 ◎就労希望労働者数×10万円(3年間) ※3 ◎事務賃借料 年額の1/2(3年間) ◎遊具機器賃借料 年額の1/2(3年間) ◎通信回線使用料 年額の1/2(3年間)</p> <p>※1 都市計画区域外においては都市計画税を含む。土地に係るものにあつては当該施設の設置の工事着手前3年以内に取得したものに限り。 ※2 限度額2,000万円(初年度)、1,000万円/年(2年目以降) ※3 2年目以降は増加分のみ</p>	観音寺市商工課 TEL.0875-23-9933
さぬき市	さぬき市企業立地促進条例	<p><b>【工場】</b> ◎土地を除く投下固定資産額1千万円以上及び新規常用雇用者数2人以上(市内在住者)</p> <p><b>【運輸施設、卸売施設、試験研究施設】</b> ◎土地を除く投下固定資産額1億円以上及び新規常用雇用者数5人以上(市内在住者)</p> <p><b>【小売施設】</b> ◎店舗面積2,000㎡以上、土地を除く投下固定資産額1億円以上及び新規常用雇用者数5人以上(市内在住者)</p> <p><b>【情報処理関連施設】</b> ◎コールセンター以外：新規常用雇用者数5人以上(市内在住者) ◎コールセンター：新規常用雇用者数25人以上(市内在住者)</p> <p><b>【観光施設、その他の施設】</b> ◎土地を除く投下固定資産額1億円以上及び新規常用雇用者数5人以上(市内在住者) ※いずれも市有地取得の場合は、投下固定資産に土地代を含む</p>	<p><b>【情報処理関連施設(コールセンター)以外】</b> ◎土地を除く投下固定資産額に基づく助成 ・投下固定資産額1億円未満 投下固定資産額×5/100 ・投下固定資産額1億円以上5億円未満 投下固定資産額×7.5/100 ・投下固定資産額5億円以上 投下固定資産額×10/100 ◎土地に係る投下固定資産額に基づく助成 ・投下固定資産額×10/100(市内の既存企業の場合は1/2、5/100)</p> <p>◎新規雇用に基づく助成 ・10人までの市内新規常用雇用者数×30万円 ・11人以上の市内新規常用雇用者数×15万円</p> <p><b>【情報処理関連施設(コールセンター)】</b> ◎土地を除く投下固定資産額×5/100(3年間) ◎土地に係る投下固定資産額に基づく助成 ・投下固定資産額×10/100(市内の既存企業の場合は1/2、5/100) ◎市内新規常用雇用者数×10万円(3年間) ◎市内新規就労希望労働者数×5万円(3年間) ※限度額はいずれも1億円(市有地取得の場合は、2億円)</p>	さぬき市商工課 TEL.087-894-1114
東かがわ市	東かがわ市企業立地促進補助金交付要綱	<p><b>【工場、試験研究施設、物流施設、観光施設、情報処理関連施設、商業施設】</b> ◎補助金算定要件I ①投下固定資産額500万円以上(土地を含む) 土地は建物の垂直投影部分を対象とする。 土地取得のみは対象としない。 業経開始前3年以内に取得したものに該当とする。 ②新規雇用(雇用は必須ではない) 投下固定資産額算定に併せて新規雇用がある場合、算定額を計算する。 業経開始後2、3年目に総額で対象とする。</p>	<p><b>【工場、試験研究施設、物流施設、観光施設、情報処理関連施設、商業施設】</b> ◎補助金算定要件I ①土地を含む投下固定資産額の10% (雇用の半がない場合限度額1億5千万円) (雇用の半がある場合限度額2億円) ②雇用助成(2、3年目は総額で助成) 新規常用雇用者数×50万円(25人以上) 新規常用雇用者数×25万円(5人以上) 新規常用雇用者数×20万円(5人未満) 新規就労希望労働者数×30万円(25人以上) 新規就労希望労働者数×15万円(5人以上) 新規就労希望労働者数×10万円(5人未満)</p>	東かがわ市地域課 TEL.0879-26-1276  (次頁へ)

東かがわ市	東かがわ市企業立地促進補助金交付要綱	<p>◎補助金算定要件II ①新規雇用要件のみ（新規創業者等の場合に限る。）</p> <p>【創業施設及びサテライトオフィス】 創業者が事業を行う場合 ①土地を含む投下固定資産額50万円以上（賃借料1年相当分を含む） 土地は建物の垂直投影部分を対象とする。 土地取得のみは対象としない。 業経開始前3年以後に取得したものは対象とする。 ②従事者のうち1人以上が市内在住者</p>	<p>③対象施設に係る固定資産税納付相当額の2分の1の額（5年間）</p> <p>◎補助金算定要件II ①対象施設延べ面積×1万円 ②雇用算定 新規常用雇用者数×50万円（25人以上） 新規常用雇用者数×25万円（5人以上） 新規常用雇用者数×20万円（5人未満） 新規就労期間労働者数×30万円（25人以上） 新規就労期間労働者数×15万円（5人以上） 新規就労期間労働者数×10万円（5人未満） （助成合計（①+②） 限度額1億円） ③対象施設に係る固定資産税納付相当額（5年間）</p> <p>【創業施設及びサテライトオフィス】 ①土地を含む投下固定資産額の1/2（限度額200万円） ②新規常用雇用者数×20万円 3年目までの市内新規常用雇用者純増人数×20万円</p>	<p>（前頁より）</p> <p>東かがわ市地産地消課 TEL.0879-26-1276</p>
三豊市	三豊市企業立地促進条例	<p>【製造業施設、運輸業施設、物流拠点施設、試験研究施設、宿泊施設、観光施設】 ◎投下固定資産額が3,000万円以上 ◎奨励対象の交付申請時の新規常用雇用者が5人以上</p> <p>【情報処理関連施設】 ◎奨励対象の交付申請時の新規常用雇用者が5人以上</p>	<p>【製造業施設、運輸業施設、物流拠点施設、試験研究施設、宿泊施設、観光施設】 ◎新規の部分に対して課税された固定資産税に相当する額 ◎新規常用雇用者6人目から10人目まで雇用者数×30万円、11人目から50人目まで雇用者数×50万円（初年度のみ） ◎井戸の掘削等に要した経費の1/3に相当する額又は3,000万円のいずれか低い方の額（初年度のみ） ◎温泉の掘削等に要した経費の1/3に相当する額又は3,000万円のいずれか低い方の額（初年度のみ）</p> <p>【情報処理関連施設】 ◎新規の部分に対して課税された固定資産税以内の額 ◎通算機器賃借料の年額の1/2に相当する額 ◎事務所賃借料（市の管理する施設は除く。）の年額1/2に相当する額 ◎通算回線使用料の年額1/2に相当する額 ◎求人に要する経費に1/10を乗じて得た額 ◎20万円×新規常用雇用者在职者数（純増分） ◎5万円×新規就労期間労働者在职者数（純増分） ※ 限度額 3年間で2億円</p>	<p>三豊市産業政策課 TEL.0875-73-3012</p>
土庄町	土庄町企業誘致条例	<p>【工場、観光施設】 ◎土地の取得価額を除く投下固定資産額が1億円以上 ◎町内新規常用雇用者10人以上</p> <p>【情報処理関連施設】 ◎土地の取得価額を除く投下固定資産額が3,000万円以上 ◎町内新規常用雇用者25人以上</p>	<p>【工場、観光施設】 ◎土地を除く投下固定資産額の5% ◎町内新規常用雇用者数×15万円</p> <p>【情報処理関連施設】 ◎土地を除く投下固定資産額の5% ◎事務所賃借料の2.5% ◎町内新規常用雇用者数×15万円 ※限度額 3,000万円（情報処理関連施設、観光施設は3年間で3,000万円）</p>	<p>土庄町商工観光課 TEL. :0879-62-7004</p>
三木町	三木町企業誘致条例	<p>【工場、情報処理関連施設、試験研究施設、物流施設、運輸施設】 ◎土地を除く投下固定資産額5千万円以上 （家屋及び償却資産の取得価額） ◎3人以上の町内で住所を有する新規常用雇用者の創出</p>	<p>◎当該工場等の設置に伴い新たに課税された土地を除く固定資産の税額相当額（限度額1億円）（3年間）</p>	<p>三木町地産地消課 TEL.0877-891-3320</p>
直島町	直島町サテライトオフィス等誘致事業補助金交付要綱	<p>◎サテライトオフィス等として事業所を設置する者 ◎町に住所を有する者（町外から転入する者を含む。）で、常時雇用従業員を雇用する事業者</p>	<p>◎新たに設置するサテライトオフィス等に係る費用 ◎限度額 1人につき100万円（一事業者あたり500万円）</p>	<p>直島町まちづくり課 TEL.0877-892-2020</p>
宇多津町	宇多津町企業誘致条例	<p>【工場、試験研究施設、情報処理関連施設、大型商業施設、旅館、ホテル及び観光施設】 ◎土地の取得価額を除く投下固定資産額が1億円以上 ◎大型商業施設の場合、土地の取得価額を除く投下固定資産額が10億円以上のものを取得するか、又は1年以上以上賃借するもの ◎観光施設の場合、土地の取得価額を除く投下固定資産額が1億円以上ものを取得するか、又は1年以上以上賃借するもの</p> <p>【香川県で初めて立地する施設】 土地の取得価額を除く投下固定資産額及び年間賃借料の合計が1千万円以上であるもの</p> <p>【事業所再開する企業】 倒産・閉鎖された施設を再開する企業</p>	<p>【工場、試験研究施設、情報処理関連施設、大型商業施設、旅館、ホテル及び観光施設】 ◎家屋及び償却資産に係る固定資産税額（3年間） ◎町内常用雇用者数×15万円（3年間）（限度額1800万円）</p> <p>【香川県で初めて立地する施設】 ◎家屋及び償却資産に係る固定資産税額（3年間） ◎町内常用雇用者数×15万円（3年間）（限度額1800万円） ◎家屋及び償却資産に係る賃借料の年額50/100（上限1千万円）</p> <p>【事業所再開する企業】 ◎家屋及び償却資産に係る固定資産税額（3年間） ◎町内常用雇用者数×15万円（3年間）（限度額1800万円） ◎家屋及び償却資産に係る賃借料の年額の20/100（上限2千万円）</p>	<p>宇多津町まちづくり課 TEL.0877-49-8009</p>
綾川町	綾川町企業誘致条例	<p>【工場、試験研究施設、旅館、運輸施設、物流拠点施設、販売施設、フィットネスクラブ】 ◎敷地面積3,000㎡以上かつ建築面積1,000㎡以上、又は土地を除く投下固定資産額1億円以上</p> <p>【情報処理関連施設（コールセンター除く）、地方拠点創出施設】 ◎町内新規常用雇用者と転入常用雇用者の合計人数が5人以上</p> <p>【コールセンター】 ◎町内新規常用雇用者と転入常用雇用者の合計人数が25人以上</p> <p>【観光施設】 ◎土地を除く投下固定資産額1億円以上かつ町内新規常用雇用者と転入常用雇用者の合計人数が5人以上</p>	<p>【工場、試験研究施設、旅館、運輸施設、物流拠点施設、販売施設、フィットネスクラブ】 ◎固定資産税額の範囲内（3年間） 町内新規常用雇用者と転入常用雇用者の合計が5人以上の場合、以下を加算。 ◎町内新規常用雇用者数×30万円（3年間） ◎転入常用雇用者数×50万円（3年間）</p> <p>【情報処理関連施設、コールセンター、地方拠点創出施設、観光施設】 ◎固定資産税額の範囲内（3年間） ◎町内新規常用雇用者数×30万円（3年間） ◎転入常用雇用者数×50万円（3年間） ※限度額はいずれも3年間で5億円（コールセンターのみ加算あり） ◎町内新規就労期間労働者数×10万円（3年間）</p>	<p>綾川町産業課 TEL. :0877-876-5282</p>

多度津町	多度津町企業立地促進条例	<b>【工場、運輸施設、物流拠点施設】</b> ◎土地を除く投下固定資産額1億円以上、町内新規常用雇用者5人以上 <b>【試験研究施設】</b> ◎土地を除く投下固定資産額1億円以上、町内新規常用雇用者3人以上 <b>【情報処理拠点施設】</b> ◎コールセンター：町内新規常用雇用者25人以上 ◎コールセンター以外：町内新規常用雇用者5人以上 <b>【地方拠点強化施設】</b> ◎町内新規常用雇用者3人以上	<b>【工場、運輸施設、物流拠点施設・試験研究施設】</b> ◎土地を除く固定資産税の収納額に相当する額（当該施設設置に伴い新たに購置された部分） <b>【情報処理拠点施設】</b> （共通） ◎土地を除く固定資産税の収納額に相当する額（当該施設設置に伴い新たに購置された部分） （コールセンターのみが対象） ◎町内新規常用雇用者数×20万円（初年度のみ） ◎町内新規就労希望労働者数×10万円（初年度のみ） <b>【地方拠点強化施設】</b> ◎土地を除く固定資産税の収納額に相当する額（当該施設設置に伴い新たに購置された部分） ◎新たに多度津町において住民登録をする者の数×20万円（初年度のみ） ※限度額はいずれも3年間で5億円	多度津町産業課 TEL:0877-33-1113
まんのう町	まんのう町企業誘致条例	<b>【製造業、情報通信業、運輸業、郵便業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業】</b> ◎敷地面積3,000㎡以上、建築面積1,000㎡以上 ◎町内新規常用雇用者5人以上	<b>《施設奨励金》</b> ◎新たに取得した土地、家屋及び償却資産に課税される固定資産税に相当する額（8年間） <b>《雇用定数奨励金》</b> ◎町内新規常用雇用者数×30万円（上限600万円） <b>《用地取得奨励金》</b> ◎事業用地等として取得した際の不動産取得税に相当する額（上限2,000万円）	まんのう町地産課 TEL:0877-73-0122

## 2. 税制上の優遇制度

市町名	措置の内容				問い合わせ先																							
	適用基準	措置事項	措置範囲	適用期間																								
高松市	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">対象業種</td> <td colspan="3">資本金規模</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>5,000万円超 1億円以下</td> <td>1億円超</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>500万円以上</td> <td>1,000万円以上</td> <td>2,000万円以上</td> </tr> <tr> <td>宿泊業</td> <td colspan="3">500万円以上</td> </tr> <tr> <td>飲食サービス業</td> <td colspan="3">500万円以上</td> </tr> <tr> <td>情報サービス業等</td> <td colspan="3">500万円以上</td> </tr> </table>	対象業種	資本金規模			5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超	製造業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上	宿泊業	500万円以上			飲食サービス業	500万円以上			情報サービス業等	500万円以上			課税免除	固定資産税（塩江町）	3年間	高松市資産税課 TEL087-839-2244
	対象業種		資本金規模																									
5,000万円以下		5,000万円超 1億円以下	1億円超																									
製造業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上																									
宿泊業	500万円以上																											
飲食サービス業	500万円以上																											
情報サービス業等	500万円以上																											
取得価額要件なし	不均一課税	固定資産税（都市開発法第138条第1項で規定する高度利用地区） ※家屋（当該高度利用地区に関する都市計画に適合して建築された耐火建築物）に限る。	3年間																									
善通寺市	新設 5,000万円以上 拡張 2,500万円以上 移転 2,500万円以上	課税免除	固定資産税	3年間	善通寺市商工観光課 TEL0877-63-6315																							
さぬき市	新築等500万円以上 （資本金に応じて1,000万円以上又は2,000万円以上）	課税免除	固定資産税（過疎地域）	3年間	さぬき市税務課 TEL087-894-9210																							
東かがわ市	新築等500万円以上 （資本金に応じて1,000万円以上又は2,000万円以上）	課税免除	固定資産税（過疎地域）	3年間	東かがわ市税務課 TEL0879-26-1216																							
三豊市	新築等500万円以上 （資本金に応じて1,000万円以上又は2,000万円以上）	課税免除	固定資産税（過疎地域）	3年間	三豊市税務課 TEL0875-73-3006																							
土庄町	新築等500万円以上 （資本金に応じて1,000万円以上又は2,000万円以上）	課税免除	固定資産税（過疎地域）	3年間	土庄町税務課 TEL0879-62-7001																							
小豆島町	新築等500万円以上 （資本金に応じて1,000万円以上又は2,000万円以上）	課税免除	固定資産税（過疎地域）	3年間	小豆島町税務課 TEL0879-82-7003																							
直島町	新築等500万円以上 （資本金に応じて1,000万円以上又は2,000万円以上）	課税免除	固定資産税（過疎地域）	3年間	直島町税務課 TEL087-892-2296																							
綾川町	資本金 新築等 5,000万円以下 ※500万円以上 5,000万円超～1億円以下 1,000万円以上 1億円超 2,000万円以上 ※資本金の規模が5,000万円超の事業者は、新築等の取得に限る。	課税免除	固定資産税（過疎地域）	3年間	綾川町税務課 TEL087-876-5284																							
琴平町	新築等500万円以上 （資本金に応じて1,000万円以上又は2,000万円以上）	課税免除	固定資産税（過疎地域）	3年間	琴平町税務課 TEL0877-75-6703																							
まんのう町	新築等2,700万円以上	課税免除	固定資産税（過疎地域）	3年間	まんのう町税務課 TEL0877-73-0104																							

## 3. 地域未来投資促進法に基づく優遇制度

市町名	措置の内容				問い合わせ先
	適用基準	措置事項	措置範囲	適用期間	
観音寺市	県による地域活性化事業計画の承認及び 国による先進地の認証等	課税免除	固定資産税	3年間	観音寺市税務課 TEL0875-23-3922

## 4. 地方拠点強化税制に基づく優遇制度

市町名	適用基準	措置事項	措置範囲	適用期間	問い合わせ先
高松市	取得価額3,800万円以上（中小企業は1,900万円以上）※香川県から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者に限る	税率軽減	固定資産税	3年間	高松市企業立地推進課 TEL087-839-2412

## 5. 中小企業等経営強化法に基づく優遇制度（中小企業に限る）

「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備等投資については、固定資産税の特例を受けられる可能性があります。詳細は各市町の助成制度担当窓口までお問い合わせください。